

令和 3 年 度

愛 知 県 豊 川 市 予 算 書

目 次

1	一 般 会 計	-----	1 頁
2	特 別 会 計		
(1)	豊川西部土地区画整理事業	-----	11
(2)	豊川駅東土地区画整理事業	-----	15
(3)	公 共 駐 車 場 事 業	-----	19
(4)	国 民 健 康 保 険	-----	23
(5)	後 期 高 齢 者 医 療	-----	27
(6)	土 地 取 得	-----	31
(7)	一 宮 財 産 区 管 理 事 業	-----	35
(8)	赤 坂 財 産 区 管 理 事 業	-----	39
(9)	長 沢 財 産 区 管 理 事 業	-----	43
(10)	萩 財 産 区 管 理 事 業	-----	47
3	企 業 会 計		
(1)	水 道 事 業	-----	51
(2)	下 水 道 事 業	-----	55
(3)	病 院 事 業	-----	59

令和3年度

豊川市一般会計予算

第2号議案

令和3年度豊川市一般会計予算

令和3年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,320,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹本 幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市 税		27,595,417
	1 市 民 税	11,035,300
	2 固定資産税	12,717,616
	3 軽自動車税	528,100
	4 市たばこ税	1,040,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入 湯 税	32,000
	7 都市計画税	2,242,400
2 地方譲与税		558,000
	1 地方揮発油譲与税	135,000
	2 自動車重量譲与税	400,000
	3 森林環境譲与税	23,000
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		150,000
	1 配当割交付金	150,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		110,000
	1 法人事業税交付金	110,000
7 地方消費税交付金		3,600,000
	1 地方消費税交付金	3,600,000
8 ゴルフ場利用税交付金		66,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1

款	項	金 額
		千円
10	環境性能割交付金	105,000
	1 環境性能割交付金	105,000
11	国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,921
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,921
12	地方特例交付金	400,000
	1 地方特例交付金	250,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	150,000
13	地方交付税	5,350,000
	1 地方交付税	5,350,000
14	交通安全対策特別交付金	36,000
	1 交通安全対策特別交付金	36,000
15	分担金及び負担金	281,546
	1 負 担 金	281,546
16	使用料及び手数料	916,215
	1 使 用 料	525,168
	2 手 数 料	391,047
17	国庫支出金	9,657,140
	1 国庫負担金	6,220,014
	2 国庫補助金	3,406,998
	3 委 託 金	30,128
18	県支出金	4,617,753
	1 県負担金	2,878,300
	2 県補助金	1,373,516
	3 委 託 金	363,013
	4 県交付金	2,924
19	財産収入	525,424

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	442,797
	2 財産売却収入	82,627
20 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
21 繰 入 金		3,033,693
	1 特別会計繰入金	516
	2 基金繰入金	3,033,177
22 繰 越 金		700,000
	1 繰 越 金	700,000
23 諸 収 入		2,938,789
	1 延滞金、加算金及び過料	40,004
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	879,858
	4 雑 入	2,018,827
24 市 債		5,588,100
	1 市 債	5,588,100
歳 入 合 計		66,320,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 433,646
	1 議 会 費	433,646
2 総 務 費		6,784,499
	1 総務管理費	5,479,540
	2 徴 税 費	729,478
	3 戸籍住民基本台帳費	409,043
	4 選 挙 費	68,157
	5 統計調査費	48,104
	6 監査委員費	50,177
3 民 生 費		28,700,811
	1 社会福祉費	12,386,636
	2 児童福祉費	14,237,299
	3 生活保護費	2,076,276
	4 災害救助費	600
4 衛 生 費		5,201,727
	1 保健衛生費	2,346,952
	2 清 掃 費	2,854,775
5 労 働 費		112,100
	1 労働諸費	112,100
6 農林水産業費		589,801
	1 農 業 費	534,457
	2 林 業 費	55,344
7 商 工 費		1,548,969
	1 商 工 費	1,548,969
8 土 木 費		5,627,707
	1 土木管理費	513,261

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	1,817,586
	3 河 川 費	190,766
	4 港 湾 費	6,419
	5 都市計画費	2,784,739
	6 住 宅 費	314,936
9 消 防 費		2,998,854
	1 消 防 費	2,998,854
10 教 育 費		6,435,582
	1 教育総務費	665,747
	2 小学校費	2,128,868
	3 中学校費	553,214
	4 社会教育費	1,048,284
	5 保健体育費	2,039,469
11 災害復旧費		15,500
	1 農林水産施設災害復旧費	6,200
	2 土木施設災害復旧費	9,300
12 公 債 費		5,145,926
	1 公 債 費	5,145,926
13 諸支出金		2,684,878
	1 公営企業費	2,684,878
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		66,320,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	清掃工場B棟改修事業費	1,162,305	令和3年度	千円 36,100
				令和4年度	559,263
				令和5年度	566,942
10 教育費	2 小学校費	国府小学校 校舎改修事業費	1,347,500	令和3年度	808,500
				令和4年度	539,000
	4 社会教育費	中央図書館空調 設備改修事業費	442,420	令和3年度	88,484
				令和4年度	353,936
		中央図書館 外壁等改修事業費	195,031	令和3年度	79,963
				令和4年度	115,068
	5 保健体育費	市庭球場整備事業費	754,000	令和3年度	146,674
				令和4年度	607,326

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
再生資源回収かご 配布及び回収委託料 (小坂井地区除く)	令和4年度 ～令和6年度	千円 529,722
御津1区第2期分譲 用地取得事業費補助 (令和3年度補助分)	令和4年度 ～令和12年度	94,518
学校給食センター 調理等委託料	令和4年度 ～令和8年度	664,862千円に物価変動に よる増減額、消費税額及 び地方消費税額を加算し た額

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 施 設 整 備 事 業 費	千円 188,400	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の 見直しを行った 後においては、 当 該 利 率 見 直 し 後 の 利 率）	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただし、市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
公 共 施 設 整 備 事 業 費 （ 特 例 債 ）	129,900	同 上	同 上	同 上
公 共 施 設 整 備 事 業 費 （ 推 進 債 ）	92,000	同 上	同 上	同 上
庁 舎 施 設 整 備 事 業 費	25,500	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	229,700	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費 （ 特 例 債 ）	23,700	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費 （ 推 進 債 ）	897,600	同 上	同 上	同 上
一般廃棄物処理事業費	77,700	同 上	同 上	同 上
観 光 施 設 整 備 事 業 費 （ 特 例 債 ）	19,000	同 上	同 上	同 上
道 路 新 設 改 良 事 業 費	34,100	同 上	同 上	同 上
道 路 新 設 改 良 事 業 費 （ 推 進 債 ）	495,600	同 上	同 上	同 上
橋りょう新設改良事業費	35,500	同 上	同 上	同 上
橋りょう新設改良事業費 （ 推 進 債 ）	25,700	同 上	同 上	同 上
河 川 整 備 事 業 費	51,600	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費	406,500	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費 （ 特 例 債 ）	163,700	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費 （ 推 進 債 ）	271,900	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	661,100	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業 費 (推 進 債)	千円 190,000	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合、利率の 見直しを行った 後においては、 当 該 利 率 見 直 し 後 の 利 率 ）	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただし、 市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
小 学 校 建 設 事 業 費	334,500	同 上	同 上	同 上
中 学 校 建 設 事 業 費	5,500	同 上	同 上	同 上
文化財保存整備事業費 (推 進 債)	7,000	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	151,600	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費 (特 例 債)	14,700	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費 (推 進 債)	80,800	同 上	同 上	同 上
保健体育施設整備事業費 (特 例 債)	8,800	同 上	同 上	同 上
保健体育施設整備事業費 (推 進 債)	66,000	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 費	900,000	同 上	同 上	同 上
計	5,588,100			

令和3年度

豊川市東三河都市計画事業豊川西部
土地区画整理事業特別会計予算

第 3 号議案

令和 3 年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業 特別会計予算

令和 3 年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 214,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処 分 金		28,300
	1 処 分 金	28,300
2 使用料及び手数料		80
	1 手 数 料	80
3 繰 入 金		40,000
	1 他会計繰入金	40,000
4 繰 越 金		146,095
	1 繰 越 金	146,095
5 諸 収 入		25
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	24
歳 入 合 計		214,500

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,491
	1 管 理 費	1,491
2 事 業 費		212,209
	1 工 事 費	212,209
3 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		214,500

令和3年度

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地地区画整理事業特別会計予算

第4号議案

令和3年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業 特別会計予算

令和3年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処 分 金		45,820
	1 処 分 金	45,820
2 使用料及び手数料		40
	1 手 数 料	40
3 繰 入 金		192,409
	1 他会計繰入金	192,409
4 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
5 諸 収 入		31
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	30
歳 入 合 計		288,300

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,274
	1 管 理 費	1,274
2 事 業 費		286,226
	1 工 事 費	286,226
3 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		288,300

令和3年度

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

第 5 号議案

令和 3 年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 123,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 事業費収入		68,113
	1 使 用 料	68,113
2 財産収入		426
	1 財産運用収入	426
3 繰 入 金		53,000
	1 基金繰入金	53,000
4 繰 越 金		538
	1 繰 越 金	538
5 諸 収 入		1,523
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	1,522
歳 入 合 計		123,600

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 100,194
	1 管 理 費	100,194
2 公 債 費		22,406
	1 公 債 費	22,406
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		123,600

令和3年度

豊川市国民健康保険特別会計予算

第6号議案

令和3年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和3年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,087,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		3,407,239
	1 国民健康保険料	3,407,239
2 国民健康保険税		1,003
	1 国民健康保険税	1,003
3 使用料及び手数料		5
	1 手 数 料	5
4 県支出金		10,221,083
	1 県補助金	10,221,083
5 財産収入		910
	1 財産運用収入	910
6 繰 入 金		1,145,715
	1 他会計繰入金	1,145,715
7 繰 越 金		280,000
	1 繰 越 金	280,000
8 諸 収 入		31,045
	1 延滞金及び過料	10,002
	2 市預金利子	10
	3 雑 入	21,033
	歳 入 合 計	15,087,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		181,683
	1 総務管理費	165,134
	2 徴 収 費	16,311
	3 運営協議会費	238
2 保険給付費		10,191,344
	1 療養諸費	8,925,038
	2 高額療養費	1,190,575
	3 移 送 費	101
	4 出産育児諸費	63,000
	5 葬祭諸費	11,600
	6 結核医療付加金諸費	30
	7 傷病手当金諸費	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,536,891
	1 医療給付費分納付金	3,017,815
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,093,714
	3 介護納付金分納付金	425,362
4 保健事業費		147,451
	1 特定健康診査等事業費	124,064
	2 保健事業費	23,387
5 基金積立金		910
	1 基金積立金	910
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸支出金		20,720
	1 償還金及び還付加算金	20,720
8 予 備 費		8,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	千円 8,000
	歳 出 合 計	15,087,000

令和3年度

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

第 7 号議案

令和 3 年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,947,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,378,468
	1 後期高齢者医療保険料	2,378,468
2 繰入金		492,623
	1 他会計繰入金	492,623
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		76,608
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	5,040
	3 市預金利子	20
	4 受託事業収入	71,546
	歳入合計	2,947,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		25,595
	1 総務管理費	18,487
	2 徴 収 費	7,108
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,839,316
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,839,316
3 保健事業費		76,748
	1 保健事業費	76,748
4 諸支出金		5,041
	1 償還金及び還付加算金	5,040
	2 繰 出 金	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,947,700

令和3年度

豊川市土地取得特別会計予算

第 8 号議案

令和 3 年度豊川市土地取得特別会計予算

令和 3 年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 293,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 基金借入金		291,000
	1 基金借入金	291,000
2 財産収入		526
	1 財産運用収入	516
	2 財産売却収入	10
3 繰越金		1,472
	1 繰越金	1,472
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		293,000

歳 出

款	項	金 額
1 事 務 費		千円 80
	1 事 務 費	80
2 土地取得費		292, 204
	1 土地取得費	292, 204
3 諸支出金		516
	1 土地開発基金費	1
	2 他会計繰出金	515
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		293, 000

令和3年度

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

第 9 号議案

令和 3 年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和 3 年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 94
	1 財産運用収入	92
	2 財産売却収入	2
2 繰入金		495
	1 基金繰入金	495
3 繰越金		310
	1 繰越金	310
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		900

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 600
	1 総務管理費	600
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		900

令和3年度

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

第 10 号議案

令和 3 年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和 3 年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		910
	1 財産運用収入	908
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		60
	1 基金繰入金	60
4 繰越金		1,390
	1 繰越金	1,390
5 諸収入		339
	1 市預金利子	1
	2 雑入	338
歳 入 合 計		2,700

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,400
	1 総務管理費	2,400
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		2,700

令和3年度

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

第 1 1 号議案

令和 3 年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和 3 年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		42
	1 財産運用収入	40
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		675
	1 基金繰入金	675
4 繰越金		2,780
	1 繰越金	2,780
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		3,500

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 3,000
	1 総務管理費	3,000
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3,500

令和3年度

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

第 1 2 号議案

令和 3 年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和 3 年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		366
	1 財産運用収入	364
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		3,401
	1 基金繰入金	3,401
4 繰越金		4,330
	1 繰越金	4,330
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		8,100

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 7,300
	1 総務管理費	7,300
2 予 備 費		800
	1 予 備 費	800
歳 出 合 計		8,100

令和3年度

豊川市水道事業会計予算

第13号議案

令和3年度豊川市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 給 水 人 口 | 186,700 人 |
| (2) 給 水 戸 数 | 80,100 戸 |
| (3) 年 間 総 給 水 量 | 20,909,000 m ³ |
| (4) 一 日 平 均 給 水 量 | 57,285 m ³ |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

営業用設備整備事業	388,612 千円
-----------	------------

配水管布設事業	1,100,982 千円
---------	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,676,352 千円
第1項 営 業 収 益	3,283,757 千円
第2項 営 業 外 収 益	392,574 千円
第3項 特 別 利 益	21 千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,173,855 千円
第1項 営 業 費 用	3,092,526 千円
第2項 営 業 外 費 用	74,675 千円
第3項 特 別 損 失	1,654 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,576,674 千円は、減債積立金 100,000 千円、建設改良積立金 100,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 554,190 千円、当年度分損益勘定留保資金 702,741 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,743 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	287,858 千円
第1項 負 担 金	287,857 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,864,532 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,595,655 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	268,877 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| (1) 収益的支出 | 第1項 営 業 費 用 | 第2項 営 業 外 費 用 |
| | 第3項 特 別 損 失 | |
| (2) 資本的支出 | 第1項 建 設 改 良 費 | 第2項 企 業 債 償 還 金 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 339,540 千円 |
|-----------|------------|

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、6,600千円と定める。

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹本 幸夫

令和3年度

豊川市下水道事業会計予算

第14号議案

令和3年度豊川市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	161,000 人
(2) 水洗化人口	149,200 人
(3) 年間総処理水量	17,738,000 m ³
(4) 一日平均処理水量	48,597 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
公共下水道污水管渠整備事業	849,111 千円
特定環境保全公共下水道污水管渠整備事業	708,273 千円
雨水管渠整備事業	487,469 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,424,290 千円
第1項 営業収益	2,830,450 千円
第2項 営業外収益	1,334,548 千円
第3項 特別利益	259,292 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,978,828 千円
第1項 営業費用	3,790,162 千円
第2項 営業外費用	183,858 千円
第3項 特別損失	3,808 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,563,439 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収
支調整額 105,006 千円、減債積立金 7,351 千円、当年度分損益勘定留保資金
1,196,066 千円、繰越利益剰余金処分額 245,697 千円、当年度利益剰余金処分額

9,319 千円で補てんするものとする。) 。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,100,230 千円
第1項 企 業 債	1,328,000 千円
第2項 負担金及び分担金	73,872 千円
第3項 固定資産売却代金	26 千円
第4項 出 資 金	135,714 千円
第5項 補 助 金	562,618 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,663,669 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,220,867 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,442,802 千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 費 事 業 費	千円 1,328,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 年 4.0 以内 (た だし、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する 条件による。ただし、企 業財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償 還し、若しくは低利債 に借換えすることがで きる。
計	1,328,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収 益 的 支 出 第1項 営 業 費 用 第2項 営 業 外 費 用

第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

233,585 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,880千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金 432,493 千円のうち、245,697 千円及び当年度利益剰余金 341,456 千円のうち、9,319 千円は、次のとおり処分するものと定める。

255,016 千円

令和3年2月24日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和3年度

豊川市病院事業会計予算

第 15 号議案

令和 3 年度豊川市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	527 床
(2)	年 間 入 院 患 者 数	154,395 人
(3)	年 間 外 来 患 者 数	295,225 人
(4)	一日平均入院患者数	423 人
(5)	一日平均外来患者数	1,225 人
(6)	主要な建設改良事業 機械器具整備事業	503,416 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	16,271,399 千円
第 1 項 医 業 収 益	14,832,519 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,438,878 千円
第 3 項 特 別 利 益	2 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	17,403,599 千円
第 1 項 医 業 費 用	17,004,229 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	378,369 千円
第 3 項 特 別 損 失	20,001 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 531,233 千円は、過年度分損益勘定留保資金 529,877 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,356 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	977,323 千円
第1項 企 業 債	490,000 千円
第2項 負 担 金	487,293 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 投 資 回 収 金	10 千円
第5項 寄 附 金	10 千円
支 出	

第1款 資 本 的 支 出	1,508,556 千円
第1項 建 設 改 良 費	553,380 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	954,216 千円
第3項 投 資	960 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
機 械 器 具 整 備 事 業 費	千円 490,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 年4.0以内(た だし、利率見直 し方式で借り入 れる場合、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該利率見直し 後の利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する 条件による。ただし、 企業財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償 還し、若しくは低利債 に借換えすることがで きる。
計	490,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出	第1項 医 業 費 用	第2項 医業外費用
	第3項 特 別 損 失	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

(1)	職員給与費	9, 076, 120 千円
(2)	交 際 費	200 千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,620,475千円と定める。

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	X線コンピュータ断層撮影装置	一 式
	手術映像記録システム	一 式

豊川市長 竹 本 幸 夫

